

納入業者との公正な取引を推進するための取り組みについて

平成17年11月29日
日本チェーンストア協会

1. 当協会会員企業と納入業者との取引については、百貨店業告示（昭和29年12月）及び「不公正な取引方法（昭和28年告示、昭和57年6月全面改正）」により、優越的地位の濫用行為が規制されてまいりました。

当協会（昭和42年8月に設立）は、重点事業の1つに「適切な公正取引の推進」を掲げ、会員企業の納入業者との公正な取引を推進するための取り組みを行ってまいりました。

- （1）当協会は、次のような自主基準やQ & Aを作成し、会員社に配布してきました。

納入業者との取引公正化に関する自主規制基準

（昭和54年9月制定、昭和57年11月改定）

返品に関する自主規制基準（昭和61年10月制定）

チェーンストアにおける公正な取引の確保のために

（とを統合）（平成13年11月制定、平成15年3月改定）

チェーンストアにおける下請取引適正化のためのガイドブック

（昭和61年3月制定、平成13年11月改定、平成15年3月改定）

「納入業者との公正な取引を推進するためのQ & A」

（平成15年3月作成）

- （2）上記（1）に加え、次の活動を行っております。

協会会員企業の公正取引担当役員・部長クラスで構成する「取引推進委員会」を定期的を開催し、うち1回は、必ず公正取引委員会の担当課長にご指導いただいております。

当協会の総会開催時に、公正取引委員会取引部長をはじめ関係課長と当協会会員企業トップとの公正取引に関する懇談会を開催し、意見交換を行っております。

会員企業担当者の公正取引に関する規定の理解不足をまねきやすい人事異動時期にあわせて、協会作成のガイドブック、Q & Aについての案内を行っております。

関係法令の改正等が行われる場合は、公正取引委員会に講師派遣を依頼し、説明会を開催しております。

下請取引の適正化を一層推進するため、公正取引委員会が毎年11月に実施する「下請取引適正化推進月間」の周知、「下請取引適正化推進講習会」の案内を行うとともに、「下請取引適正化推進講習会テキスト」

を会員企業に配布しています。

(3) さらに、会員企業に対しては、
公正取引推進委員会（仮称）を本社内に設置し、責任体制の明確化
各社独自の独占禁止法マニュアルの作成
仕入担当者が商談を行う際の取引の公正・適正性の確保に関するチェック等の公正取引推進体制の整備を指導しています。

(4) 今般、百貨店業告示が廃止され、新たに「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法（新告示）」が平成17年11月1日に施行されたところです。

当協会は会員社に次のようにその内容の周知徹底に努めています。

新告示（5月）運用基準（6月）を会員社に送付。

取引推進委員会（7月28日）で担当課長に新告示の内容を説明してもらおう。

東京（8月11日）大阪（8月12日）で説明会を開催し、担当課長に新告示の内容を説明してもらおう。

臨時総会時（10月21日）に取引部長、担当課長等と懇談。担当課長に新告示の内容を説明してもらおう。

新告示関連Q & A（別添）を作成し、会員社に送付（11月18日）。

2. 当協会会員企業で、公正取引委員会から不公正な取引方法の規定に違反するとして勧告を受けた企業は、次のような適正化の取り組みを行っております。

(1) 公正取引推進の担当部署を設け、複数名の人員を配置し、そこが社内教育を含め、公正取引を推進。

(2) 全納入業者と書面契約を再締結。

(3) 社外の第三者に納入業者からのクレームを受ける部署を設置。

(4) 担当者が適法かどうか判断に迷う事項については、公正取引委員会に照会することの徹底。

このような取り組みにより、納入業者とのトラブルはほとんどなくなってきております。

したがって、公正取引委員会の勧告は十分な抑止効果を有していると考えられます。

加えて、新告示が施行され、会員企業の公正取引への関心と新告示を遵守しようとする意識が高まっておりますので、協会としては、今後ともその状況を注視してまいりたいと考えております。

以 上